

呉市水道局水道施設情報管理システム
提案書作成要領

平成23年7月

呉市水道局 技術部 配水課

目次

1	目的	1
2	提案の概要	2
3	提案の範囲	2
4	参加資格	2
5	契約方法	3
6	提案についての前提事項	3
7	提案書等の提出	4
8	選定方法	7
9	その他の留意事項	8
10	提案に関する問い合わせ窓口	8

1 目的

呉市水道局では、既設ファイリングシステム内にある工事しゅん工図及び旧呉市内区域の給水台帳等及び既設水道情報管理システム内にある合併8町区域の給水台帳等の膨大な資料を一元管理し、維持管理業務の効率化を図るとともに、危機管理上においても緊急時の迅速な復旧体制を確立することができ、更には施設の管理運営（アセットマネジメント）を実践する上で蓄積されたデータの抽出集計等を容易にすることのできるシステム（以下「水道施設情報管理システム」という。）の構築及び運用について、受託を行い得る能力を有する民間事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力が優れた者を提案競争（以下「プロポーザル」という。）により選定するための提案を募集する。

2 提案の概要

- (1) システム名称
呉市水道局水道施設情報管理システム
- (2) 納入場所
広島県呉市西中央3丁目1番5号 呉市水道局内指定場所
- (3) 提案内容
パッケージソフトを使用してのシステム構築（旧データ移行を含む。）及び運用業務一式
- (4) 仕様
「呉市水道局水道施設情報管理システム仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
- (5) システム構築期間及びシステム賃貸借・運用期間
システム構築期間：契約締結の日から平成25年1月31日
賃貸借・運用期間：平成25年2月1日から平成30年1月31日

3 提案の範囲

水道施設情報管理システムの範囲は、次のとおりとする。

- (1) システム構築
新規作成データと既設システムからの移行データとを統合した新たなシステムの構築
- (2) 既設システムから更新システムへのデータ移行
ア 既設ファイリングシステム
イ 既設水道情報管理システム
- (3) 構築システムの運用・保守
ア システム全般の運用及び保守
イ 業務運用サポート

4 参加資格

プロポーザルの参加資格者は、参加を表明する時点で、平成23・24年度呉市水道局物品等入札参加有資格者名簿の認定を受け、かつ、営業種目表50A機器の「3ソフト開発販売」に登録がある者で、次の各号に掲げる条件を全て満たし、呉市水道企業管理者（以下「管理者」という。）が認めた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明日から契約締結までの間のいずれの日においても、呉市水道局入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止又は指名留保措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと

(手続の開始後，呉市水道局入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)

- (4) 破産の申立てがなされていない者
- (5) 市町村税の滞納がないこと。(個人の場合はその代表者，法人の場合は法人及びその代表者(委任関係があるときはその受任者))
- (6) 消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がない者
- (7) 仕様書の内容に基づく業務を行うことができる者
- (8) 平成 8 年 4 月 1 日以降に，日本国内の人口 2 0 万人以上又は都道府県庁所在地の自治体に対し，水道施設情報管理システム(水道マッピングシステム等システムの呼称は問わない。以下同じ。) を構築した実績のある者(現在構築中のものについては，実績に含めない。また，実績人口は，システム納入当時の人口とする。)

5 契約方法

(1) 長期継続契約

賃貸借の契約は，交渉権者と提案内容に補正を加えた上，呉市水道局契約規程(昭和 3 9 年呉市水道局規程第 1 2 号) に基づき，平成 2 5 年 2 月 1 日から平成 3 0 年 1 月 3 1 日までの呉市水道局水道施設情報管理システム等賃貸借契約書を作成し，長期継続契約を締結する。

(2) 保守委託契約

水道施設情報管理システムのデータ及び運用に関する保守委託契約については，交渉権者に決定した者と単年度ごとに契約を締結する。

(3) 契約金額

契約金額は，交渉権者の提案内容に補正を加えた上，水道局が設計書を作成し，予定価格を決定した後，再度見積書の提出を求めるため，提案価格の見積額とは異なる可能性がある。

6 提案についての前提事項

(1) スケジュール

平成 2 3 年

7 月 2 2 日(金)	提案書作成要領等の公表，受付の開始
8 月 8 日(月)	質問書の提出期限
8 月 1 1 日(木)	質問の回答
8 月 1 8 日(木)	参加表明書の提出期限
8 月 2 2 日(月)	提案書提出依頼の通知(呉市水道局)
9 月 5 日(月)	提案書等の提出期限
9 月 2 0 日～ 2 8 日	プレゼンテーション・ヒアリング(日時は抽選による。)
9 月 2 9 日(木)	提案価格書・内訳書の提出期限
1 0 月 7 日(金)	優先交渉権者の選定結果の通知(予定)

10月11日(火)～…導入仕様打ち合わせ

11月初旬 …… …契約締結

なお、受付時間は、いずれも午前9時から午後5時(ただし、午後0時から午後1時までを除く。)までとする。

(2) 参加表明書の提出

提案書を提出するには、平成23年8月18日(木)午後5時までに参加表明を行っていること。(* 必着のこと。)

(3) 提案上限金額

121,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

この金額は、契約時の許容(予定)価格を示すものではない。また、提案金額は、この提案上限価格を超えてはならない。なお、構築から平成30年1月31日までの全ての経費を含むものとする。

(4) 提案価格書及び内訳書作成留意事項

ア 提案価格書

経費については、導入に係る経費(データ移行経費を含む。)・機器賃貸借料・ソフト賃貸借料(ソフトカスタマイズ経費を含む。)・保守費用の合計額を漏れのないように計上すること。

イ 内訳書

費用明細(5か年分)を項目別に漏れのないよう記載し、合計額は、提案価格書記載額に等しくなること。

7 提案書等の提出

(1) 提出者

提案書等の提出ができる者は、参加表明書を提出し、呉市水道局から提案書提出依頼書(様式第4号)を受け取った者(以下「参加事業者」という。)とする。

(2) 提出書類の種類

ア 提案書

(ア) システムの概要・基本性能

提案するシステムの全体像が把握できるもので使用する機器構成、ソフト構成案の明細を記載すること。

(イ) 業務体制及び業務執行計画

業務の検討・導入、運用における組織・人員・役割の体制案(業務履行体制図)及び業務執行における全体スケジュールを記載すること。

(ウ) システム構築計画

システム構築における詳細スケジュール及びこれまでの実績に基づく開発モデルを記載すること。

(I) システムの機能説明資料

仕様書第29条各号の機能を記載すること。また、仕様書に記載されていない機能で提案価格の範囲内で有益と考えられる機能がある場合は、その機能を記載すること。

(オ) システム操作等研修計画

操作マニュアルに基づく職員業務研修案を記載すること。

(カ) 危機管理対策等

システムデータのバックアップ体制及び個人情報保護に対するシステムの内容・運用体制を記載すること。

(キ) システム保守・運用計画

構築システムの運用・保守の内容に基づく提案を記載すること。

(ク) 創意工夫等

提案するシステムについて特筆すべき創意工夫点・アピールポイントがある場合は、その内容を記載する。

イ 公的認証取得等の状況

(ア) 情報セキュリティに関する公的認証等（プライバシーマーク，ISO27001等）の取得状況又はプライバシーポリシーの策定状況を示す文書（複数ある場合は、全て提出）

(イ) 品質管理に関する公的認証（ISO9001，ISO9004）の取得状況を示す文書（取得している場合のみ提出）

ウ 管理技術者及び照査技術者の経歴及び手持ち業務（様式第5号・様式第6号）

エ 提案価格書及び内訳書

(ア) 提案価格書

(イ) 内訳書

オ その他提案に当たり必要とするもの

(3) 提出書類の形式・内容

ア 提出書類の形式

(ア) 書類様式

a 提案書の様式は、原則としてA4判サイズの書類に日本語により作成すること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することは可とする。

b 提出部数は、15部とし、提案書の表紙には提案書（様式第7号）を使用し、参加事業者名、提出日付及び提案書ごとの通し番号を記入すること。

c 表紙の次に目次を付け、表紙及び目次を除いて各ページに番号を記入し、提出部数ごとに市販のA4判2穴ファイルに編冊し、提出すること。

d その際、編冊した状態で提案書の内容が読めるようにすること。なお、表紙を除いては、参加事業者名及び提案者が特定される情報は、記載しないこと。

e 提案価格書（様式第8号）及び内訳書（様式第8号-2）は、提案書とは別に厳重に封かんし、1部のみ提出すること。（提案書には、提案価格は記載しな

いこと。)

(イ) 書類内容

- a 提案内容については、本提案書作成要領及び仕様書の内容に基づき、提案者の考え方、処理・対応方法、意見を漏れなく記載すること。
- b 提案については、参加事業者ごと1件に限るものとし、内容については、専門的知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

(ウ) その他

- a 提案書等作成に要する全ての費用は、参加事業者の負担とする。
- b 呉市水道局は、提案書を選定以外の目的に無断で使用しない。また、提案書等提出を受けた書類は、参加事業者に返却しない。
- c 提出された提案書等を呉市水道局が受理した後、参加事業者による加筆及び修正は認めない。

(4) 提出手続

ア 提出期限

(ア) 提案書等（提案価格書及び内訳書以外の提出書類をいう。）

平成23年9月5日（月）午後5時（必着）

(イ) 提案価格書及び内訳書

プレゼンテーション・ヒアリングを経た後、平成23年9月29日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先

〒737-0811

広島県呉市西中央3丁目1番5号

呉市水道局 技術部 配水課 給水維持係 担当：岡丸，西部

電話 0823-26-1634

FAX 0823-26-1658

電子メール ha-i-su-i@water-kure.jp

ウ 提出方法

提出書類一式を上記提出先へ持参又は郵送により提出すること。

(5) 提案書等作成に係る質問の受付

ア 質問の受付

本提案書作成要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質問書（様式第9号）に記入し、平成23年8月8日（月）までに、電子メール（アドレス：ha-i-su-i@water-kure.jp）に添付して提出すること。なお、電子メールを送信した際は、配水課給水維持係に電話（0823-26-1634）連絡すること。

イ 質問の回答

平成23年8月11日（木）までに、他者の質問も含めて、呉市水道局ホームページ（url: <http://www.water-kure.jp/>）にて回答を発表する。

ウ その他

質問及び回答の内容は、仕様書等の内容を追加するものとする。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対してのみ回答するものとする。

8 選定方法

呉市水道局水道施設情報管理システムプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行い、優先交渉権者（以下「交渉権者」という。）を選定する。ただし、審査委員会の審査によっては、交渉権者を選定しない場合がある。

(1) 審査の方法

ア プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、参加事業者によるプレゼンテーションを実施し、提案書等の内容に関するヒアリングを行った後、評価を別に定める呉市水道局水道施設情報管理システム提案評価基準表に基づいて行うものとする。

イ 評価の項目（総合基準点210点）

- (ア) 基本事項（基準点10点）
- (イ) 開発方針（基準点15点）
- (ウ) システム機能（基準点70点）
- (エ) 機器・ソフト（基準点10点）
- (オ) 運用・保守（基準点20点）
- (カ) 危機管理等（基準点10点）
- (キ) プレゼンテーション内容（基準点15点）
- (ク) 研修・指導体制（基準点10点）
- (ケ) 提案価格（基準点50点）

(2) 審査の日時

ア プレゼンテーション及びヒアリング

(ア) 実施日時

平成23年9月20日（火）から9月28日（水）までの間で指定する日時

(イ) 実施場所

広島県呉市西中央3丁目1番5号 呉市水道局 指定場所

(ウ) 実施方法

- a 参加事業者ごとにプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリングを2時間以内で実施する。なお、出席予定者を届出書（様式第10号）に記載し、平成23年9月15日（木）までにFAX（0823-26-1658）又はメール（アドレス：ha-i-su-i@water-kure.jp）により送信すること。なお、送信した際は、配水課給水維持係に電話（0823-26-1634）連絡すること。
- b プレゼンテーションを、電子機器を用いて行うことは可とするが、参加事業

者が判明するものは削除すること。また、提案書等の提出時に添付していない資料を新たに提出することはできないこととする。なお、電子機器は、参加事業者が準備するものとし、プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、参加事業者の負担とする。

c プレゼンテーション及びヒアリングの日程については、9月20日から9月28日まで間で抽選によって決定し、プレゼンテーション及びヒアリング日程通知書（様式第11号）にて通知ものとする。なお、抽選順については、提案書提出順とする。

イ 選定結果の通知

(ア) 選定結果については、交渉権者に決定された参加事業者に対してはプロポーザル選定結果通知書（様式第12号）で、交渉権者に決定されなかった参加事業者に対しては、プロポーザル非選定結果通知書（様式第13号）で10月中旬までに通知する。

(イ) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 その他の留意事項

- (1) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (2) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (3) 参加事業者及び交渉権者と決定した事業者が、次に掲げる事由に該当した場合は、プロポーザルの参加資格又は交渉権者の決定を取り消すものとする。
 - ア 提案書作成に係る不正行為、参加資格等にかしが認められた場合
 - イ 賃貸借契約締結前に指名停止となった場合
 - ウ その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- (4) 参加事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第14号）を提出することにより、いつでもプロポーザルの参加を辞退することができる。この場合、提出は持参によるものとする。

10 提案に関する問い合わせ窓口

〒737-0811

広島県呉市西中央3丁目1番5号

呉市水道局 技術部 配水課 給水維持係 担当：岡丸，西部

電話 0823-26-1634

FAX 0823-26-1658

電子メール ha-i-su-i@water-kure.jp